



もしも突然の集中豪雨に襲われたら・・・もしも大きな地震が起きたら・・・。あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だった場合はどう行動しますか。被害を減らすためには、災害を正しく理解し、備えることが大切です。

線状降水帯の発生に注意を！

線状降水帯とは

線状降水帯とは、発達した雨雲が線状に次々と発生して、ほぼ同じ場所を通過・停滞することで作り出される非常に強い雨のエリアのことです。

長い時間、同じ場所に非常に強い雨が降り続き、大きな災害の要因となる集中豪雨を引き起こす危険性があります。

令和2年7月豪雨では、九州で多数の線状降水帯が発生し、熊本などで大雨を引き起こしました。

気象情報は小まめにチェックしましょう

気象庁では、6月1日から線状降水帯発生の予測を開始しています。早めの避難につなげるため、発生が予測された場合に、半日前から情報提供が行われます。特に深夜や未明の状況を日中のうちに把握することで、明るいうちに避難の準備ができます。特に夏場は台風や大雨などの水害が起こりやすい時期です。気象庁のホームページやテレビの気象情報などに十分ご注意ください。

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107



このコーナーでは悪質商法や商品事故など実際に起きている、消費生活における問題事例を紹介しています。消費者被害は決して他人事ではありません。迷ったり、困ったりしたら、一人で悩まず、ぜひ相談してください。

相談事例 若者の夢に付け込む悪質業者！

SNSの募集広告を見て憧れていた声優のアルバイトのオーディションを受けました。事務所で8万円のレッスン料が必要と言われて断り切れずに契約しました。アルバイトのつもりだったのに納得できません。

アドバイス その場で契約しないで！

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。一人で契約ができる反面、原則として一方的に契約を解除することはできません。芸能人に憧れる気持ちに付け込まれ「あなたは向いている」「今回は不合格だが才能がある」などの甘い言葉で所属契約を勧められることがあります。クレジット契約や借金をしてでも有料のレッスン契約を勧める事業者もありますが、必ず仕事や報酬につながるわけではありません。家族や周囲の人に相談するなどして冷静に判断しましょう。

問い合わせ 市消費生活相談窓口 ☎43・8106 (毎週月曜・水曜・金曜日の午前9時～午後4時)
※県消費生活センター ☎092・632・0999でも、随時相談を受け付けています

令和4年度住みよいまちづくり 推進企画活動補助金交付決定団体

団体名	企画名	企画内容
次世代教育推進協会	子どもたちの“やってみたい”に応えられるまちづくり	地域教育サービスを体験する機会を子どもたちに提供する活動を行う
一般社団法人ルートプラス	体育の苦手克服！体育が“好きになる”プロジェクト	体育の苦手克服につながるイベントを開催し、体育が楽しみな子どもたちを増やす活動を行う
どの子も凸凹プロジェクト実行委員会	元気の運び屋「ふくふくFOODs」	子どもがいる世帯への食の支援(月1回の食料配布)を行う
日本語教室「わかば」	多文化共生をめざす日本語教室「わかば」	外国籍を持つ市民に日本語指導や多文化交流の機会を創出する支援を行う
なのはなミーティング	発達が気になる子(未就園児)の親御さん同士のミーティング	発達障害がある、またはその可能性がある未就園児の保護者に対する育児支援につながる活動を行う



このコーナーでは、持続可能で、誰もが幸せなまちづくりの実現に役立つ情報を掲載しています。



市では、持続可能なまちづくりを目指し「市民共働のまちづくり」を推進しています。市民参画と共働によるまちづくりを推進するため、市民の皆さんによる企画活動に補助金を交付する「住みよいまちづくり推進企画活動補助事業」に取り組んでいます。令和4年度は、5団体への交付が決定しました。

団体ごとに多種多様な活動が展開されます。活動状況は、市公式ホームページなどでお知らせしますので、活動への協力をよろしくお願いします。市では、今後も引き続き、さらに「住みよいまち」となるよう、さまざまな形で市民参画と共働による、まちづくりを進めていきます。

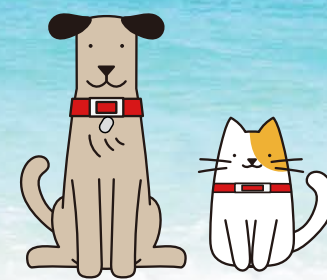
問い合わせ 市まちづくり推進室 ☎62・5017

令和4年度住みよいまちづくり推進企画 活動団体が決定しました

環境 掲示板

市ではSDGsの考え方を踏まえた環境保全に取り組んでいます。このコーナーでは、市民の皆さんの生活に身近な、ごみや動物、環境に関するお知らせします。

問い合わせ 市うみがめ課 ☎62・5019



動物を飼う際には、寿命を全うするまで責任を持って飼わなければなりません。ルールやマナーを守り、人に迷惑を掛けないように配慮

犬・猫の飼いや接し方を見直しましょう

慮することも必要です。また、きちんと飼える数以上に増やさないようにしなければなりません。世話が行き届く数だけを飼うためには、不妊去勢手術などによる繁殖制限も大切です。

犬の飼いが守らなければならないこと

- ・登録と狂犬病予防注射

生涯に一回の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。鑑札と注射済票は必ず首輪などに装着してください。飼い犬の登録、鑑札の交付と注射済票の交付は、市うみがめ課の窓口または市が委託している動物病院で行うことができます。

・放し飼いは禁止

条例で、犬を放すことは禁止されています。散歩の際は、必ず引き綱を付けて、犬を制御できる人が散歩させてください。公園や海岸などの公共エリアでは絶対に犬を放してはいけません。

- ・フンは必ず持ち帰る

散歩時はフンの回収用具を持参し、責任を持って持ち帰りましょう。

猫の飼い主へのお願い

- ・屋内飼育をしましょう

屋外で放し飼いをすると、交通事故や感染症、迷子になる危険があります。また、フンや尿をすることで近所の人に迷惑が掛かる事例もあります。猫の安全を守り、近隣に迷惑を掛けないため、屋内飼育を推奨します。

- ・所有者明示をしましょう

自分の飼い猫に責任を持ち、万が一に備え猫が迷子になったときのために首輪に迷子札を装着しておきましょう。

野良猫に無責任に餌を与えないでください

野良猫への無責任な餌や

臨時公設分別ステーションを月に1度開設します

令和4年度は、月に1度、臨時公設分別ステーションを開設しています。受付品目など詳しくは、市公式ホームページや「家庭ごみの出し方パンフレット」をご覧ください。



なお、粗大ごみは出せません。ご注意ください。

開設日 毎月最終水曜日
場所 福岡漁港駐車場
受付時間 午前10時～午前11時50分